

磐田市人権教育・啓発推進指針

平成21年6月

磐 田 市

目次

第1章 指針策定にあたっての基本的事項

1	人権問題の現状	1
2	人権が尊重される社会づくり	1
3	人権尊重の潮流	
	（1）国内外の動向	1
	（2）静岡県の取り組み	2
4	磐田市における現状と取り組み	
	（1）磐田市の現状	2
	（2）ふれあい会館における取り組み	3

第2章 人権教育・啓発の基本理念

1	人権とは	4
2	指針の策定	4
3	基本理念	4
4	人権教育・啓発の方向性	5

第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1	家庭	6
2	地域社会	6
3	学校	6
4	職場（企業等の事業所）	7

第4章 分野別人権教育・啓発の推進

1	同和問題	8
2	女性の人権	8
3	障害のある人の人権	9
4	高齢者の人権	10
5	子どもの人権	10
6	外国人の人権	11
7	その他の人権	
	（1）インターネットによる人権侵害	11
	（2）感染症患者等	12
	（3）犯罪被害者等	12
	（4）刑を終えて出所した人	12

用語解説	13
------	----

参考資料

世界人権宣言	19
日本国憲法（抜粋）	24
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	27

第1章 指針策定にあたっての基本的事項

1 人権問題の現状

人権とは、決して難しいものではなく、私たちの生活の身近なところで結びついているもので、誰でも心で理解し、感じることができるものです。

しかし、国内外のさまざまな取り組みにもかかわらず、現実には、いじめや保護者からの虐待などで命を落とす子どもや、パートナーからの暴力によって心身に深い傷を負う女性があります。また、高齢であるから、障害があるから、同和地区出身だから、外国人だから、感染症患者だからということだけでいわれのない差別を受けることがあります。さらに近年では、高度情報化社会の進展によって、インターネットによるプライバシー侵害や名誉毀損などの問題が発生しています。

この他にも最近では、自分の権利のみを主張し、他人の権利に配慮できないために起こる人権問題や人権侵害が増えてきています。

2 人権が尊重される社会づくり

人権が尊重される社会とは、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しい理解をもつとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことができる社会です。

人権問題の根底には「誤った伝えられ方による誤解や知識の不足」、「弱者または少数に対する強者または多数による圧力」、「固定観念や価値観の違うものに対する否定や排除」などから起こる偏見や差別の意識があります。

人権問題を解決し、人権が尊重される社会の実現のためには、私たち一人ひとりが人権の意義や重要性など、人権に対する確かな知識と理解を深めることで、自らの偏見や差別の意識を改め、人権問題を敏感にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚が身につくようにすることが必要です。

相手を思いやり、お互いの個性を認め、権利や自由を尊重し合うことにより、偏見や差別のない、誰もが人間らしく、共に安心して、幸せに暮らすことができる人権が尊重された、豊かで平和な社会が実現できると考えます。

3 人権尊重の潮流

(1) 国内外の動向

20世紀の二度にわたる世界大戦の体験により、私たちは人権と平和の確立がいかに大切であるかを学び、これを教訓とし、1948年(昭和23年)人類社会のもっとも基本的なルールである人権保障のための国際的基準として、「世界人権宣言」を国連総会で採択しました。その後も「世界人権規約」「人種差別撤廃条約」など、人権にかかわる国際的な多くの条約

が国連で採択され、「人権」を機軸とした「恒久平和」と「自由・平等」確立の願いが世界的潮流になっています。

しかし、「世界人権宣言」採択から 60 年が経ち、人権の世紀といわれる 21 世紀を迎えた今もなお、世界各国で宗教や民族の違いなどによる対立が続き、人権の抑圧や難民の発生など深刻な人権問題が起きています。

このような状況の中で、1994 年（平成 6 年）国連は人権の伸長に向けた取り組みをあらためて前進させるために 1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、人権を普遍的な文化として構築していくための目標や具体的な実施プログラムを盛り込んだ「人権教育のための国連 10 年行動計画」を採択しました。

国内においては、平成 8 年（1996 年）「人権擁護施策推進法」（5 年間時限立法）が制定され、平成 9 年（1997 年）には「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が策定されました。さらに平成 12 年（2000 年）には、差別解消のために人権教育・啓発の推進を国や自治体の責務と位置づけた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。またこの法律の第 7 条を基に人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 14 年（2002 年）「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されるなど、人権思想の普及と人権の確立に向けた取り組みが進められています。

（2）静岡県の取り組み

静岡県では、国の「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」に基づき、「人権教育のための国連 10 年静岡県行動計画」（平成 11 年 3 月～平成 16 年 12 月）を策定し、人権教育・人権啓発活動に取り組み、平成 16 年 12 月 15 日に発表した「ふじのくに人権宣言」で、人権が尊重される社会の実現に向けた具体的な取り組みを掲げました。その後、平成 17 年（2005 年）には、「県民一人ひとりに人権の尊重の意識がはぐくまれた温もりあふれる静岡県の実現」を基本理念とした「静岡県人権施策推進計画（ふじのくに人権文化創造プラン 21）」（平成 17 年度～平成 22 年度）を策定しました。この「人権施策推進計画」を基に静岡県教育委員会では、教育計画「『人づくり』2010 プラン」（平成 14 年度～平成 22 年度）を策定し「共生社会を支える人権文化の創造」を目指し、「県民の一人ひとりに態度や行動に表れる確かな人権感覚の育成」のための取り組みを展開しています。

4 磐田市における現状と取り組み

（1）磐田市の現状

磐田市では市民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、人権問題を解決するため、国や県の行動計画の下、学校、地域社会における教育活動や啓発活動、相談事業などを様々な分野、立場で実施してきました。

平成 6 年度には、広く市民が人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会の実現をめざし、「磐田市人権教育推進協議会」が設置され、総合的な人権教育の推進を図るため、関係

機関との連携やそれぞれが抱える課題や問題について協議してきました。

こうした取り組みによって、市民の人権尊重の意識が高まり、差別意識の解消が進んできています。しかし、子どもや女性などへのいじめや虐待、誤った理解や固定概念による同和問題や外国人、障害者、高齢者への差別や偏見、インターネットによる人権侵害など、未だ人権問題が完全に解消されていないのも事実です。

こうした差別意識を解消し、市民の人権尊重の意識の普及・高揚は市の重要な課題であり、市と関係機関が協力して人権教育・人権啓発活動を総合的、計画的に進めていく必要があります。

(2) ふれあい会館における取り組み

磐田市ふれあい会館では、地域改善対策協議会意見具申(平成 8 年 5 月)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動をとおして、人権・同和問題について学び、理解を深め、人権が尊重された差別のないまちづくりをめざしています。

また、地域における人権教育を推進するための人権啓発センターとして、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解消とすべての人が平等で、互いに人権を尊重し合える社会の実現に向けて、相談事業や講演会、映画会、視察研修などの人権啓発事業に取り組むとともに、関係機関と連携して日常生活に根ざした人権教育・啓発活動の更なる充実と推進に努めています。

第2章 人権教育・啓発の基本理念

1 人権とは

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利」です。

日本国憲法では、基本的人権の保障について、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第11条)「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」(第12条)とし、憲法が保障する人権とは、「個人の尊重と生命、自由及び幸福追求の権利を尊重する」(第13条)、「法の下では平等であり、差別されない」(第14条)、「思想・良心、表現、学問の自由」(第19条、第21条、第23条)や「健康で文化的な生活を送る権利」(第25条)などがあります。さらに「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」(第97条)としています。

2 指針の策定

これまで磐田市では、人権の尊重された明るい社会の実現をめざして、それぞれの分野ごとに各担当課や組織で人権教育・啓発活動を実施してきましたが、これらを総合的かつより効果的に実施するために、人権教育・啓発に関する磐田市としての基本的な考え方やその方向性を明示する必要があると考えます。

今後市が取り組むべき、人権教育・啓発推進の基本理念や基本的方向性を明らかにし、市民の人権尊重を実現する責務を果たし、市民、企業、団体等とともに人権尊重の社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

3 基本理念

磐田市人権教育・啓発の基本理念

広く市民が人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会の実現をめざす。

市民一人ひとりが自分の人権と同様に他の人の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権をお互いに尊重し合うことにより、差別や偏見のない人権が尊重された平和で豊かな社会の実現をめざします。

4 人権教育・啓発の方向性

人権教育・啓発活動は、市民一人ひとりの生涯の中で、さまざまな機会を通して実施されることにより効果をあげるものといえます。人権問題を直感的にとらえる感性を育てる幼児期、人権の意義や重要性を知識として身につけ、人権感覚を培う学校教育、日常生活の中で人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚の育成を図る社会教育と、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発活動を進めていきます。

(1) 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発

自分の人権と同じように他人の人権も尊重される「人権の共存」が達成される社会が、人権が尊重される社会であるといえます。

このような社会の実現のために、一人ひとりを大切にし、生命の尊さや自分がかげがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できるような人権教育・啓発を推進します。

(2) 共生社会をめざす人権教育・啓発

すべての人が、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己表現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現をめざす人権教育・啓発を推進します。

(3) 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発は、人の生涯にわたる学習活動であり、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会などを整えていくことが必要です。市民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるような学習環境の整備や、学習機会や情報の提供などに取り組みます。

(4) 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権はどこか遠くにあるもの、難しく、堅苦しいものと思われがちです。人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが大切です。

私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた風習や慣習、世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点から見直すとともに、学校、家庭、地域、職場などで起こる身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるような人権教育・啓発を推進します。

第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権の尊重された社会の実現のためには、市民一人ひとりが人権意識を高め、日常生活や社会活動を通して人権への配慮がその態度や行動に具体的に表れるような人権感覚を育成することが大切です。

お互いの人権が尊重され、あらゆる差別を解消する意欲と実践力を持った人々の育成のため、家庭、地域社会、学校、職場といった日常生活のあらゆる場面において、それぞれのライフステージに合わせた教育及び啓発を進めます。

1 家庭

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や人を思いやる心、生命を大切にする心、善悪の判断をする力を養うなど、人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担っています。

しかし、近年の経済、雇用関係の変化や少子化、核家族化などの家庭環境の変化により、家庭の養育能力や教育力が低下し、子どもの保護者に対する暴力や保護者の子どもに対する虐待や養育放棄などの人権問題が生じています。さらに高齢化の進行に伴い、高齢者に対する虐待や介護放棄のほか、配偶者などからの暴力や虐待など人権を侵害するなどの深刻な社会問題が起きています。

このため、保護者自身が偏見を持たず差別しないなど日常生活を通じて子どもに示していけるよう保護者に対する学習機会の提供などをすすめ、すべての教育の出発点である家庭教育の充実に努めます。

2 地域社会

すべての人にとって、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それぞれの違いやよさが日常の暮らしに生かされる社会こそ人権が真に尊重される社会であるといえます。そのような社会の実現のためには、人権に対する確かな知識と理解を深めるために生涯を通じて人権について学び続け、日常生活において人権への配慮が自然と態度や行動に表れるような人権感覚を磨いていくことが求められています。

そのために、幼児期から高齢期にわたっての人権に関する多様な学習機会の充実と地域における人権教育・啓発の指導者の育成に努めます。

3 学校

学校における人権教育は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等それぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて推進されるものです。学校での人権教育推進にあたっては、児童生徒が「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れ、人権が尊重さ

れる社会づくりに向けた行動につながるように、子どもの発達段階に応じて、人権についての知的理解を深化し、徹底させていくこととともに、児童生徒が人権感覚を十分に身に付けるための指導をすることが必要です。

静岡県の人権施策推進計画（ふじのくに人権文化創造プラン 21）や静岡県教育委員会の教育計画「『人づくり』2010プラン」に基づき、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成」、「人権尊重の学校づくり」、「態度や行動に表れる確かな人権感覚の育成」を目標に、他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度や具体的に人権問題に直面したときにそれを解決しようとする実践的な行動力などを身に付けることができるようにする学習活動づくり、児童生徒一人ひとりが自分の大切さを実感し、さまざまな理由で権利を侵害されることなく人権が守られた中で、安心して学習することができる人権の尊重された学校環境づくりなどを目指し、学校として組織的に取り組むと共に、家庭、地域社会と積極的に連携して人権教育を推進します。

また、児童生徒一人ひとりの大切さを自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが人権教育の最も重要な部分であることから、教職員の人権感覚の向上に努めます。

4 職場（企業等の事業所）

企業等の事業所は、その活動を通じて地域や多くの市民と深く関係し、さらに社会的責任を果たすだけでなく、積極的な社会貢献が求められています。

しかし、企業等においては、就職の機会均等を確保するための公正な採用選考や障害のある人の法定雇用率達成の問題、高年齢者の継続雇用の問題、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントの問題、男女の賃金や昇進等の格差是正などの問題が存在しており、人権尊重の視点に立った適切な対応が求められています。

人権が尊重された職場づくりの支援のため、職場内研修等の推進や啓発資料の配布や情報の提供等の支援をします。

第4章 分野別人権教育・啓発の推進

1 同和問題

同和問題は我国固有の重大な人権問題であり、国の同和対策審議会は、昭和40年（1965年）の答申において、「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早期な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との認識を示しています。そこで政府は「同和対策事業特別措置法」「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法」の3本の特別措置法に基づきさまざまな施策を講じてきました。生活環境の改善を始めとする基盤整備の改善とともに、差別意識の解消に向けた教育や啓発活動も推進されてきましたが、依然として差別や偏見が根深く存在し、結婚や就職などの際にさまざまな問題が起きています。また、同和問題に対する誤った認識を植え付けるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となる「えせ同和行為」も依然として横行しています。

このようなことから、この問題の根深さと重要性を再認識し、問題の早期解消に向けてこの問題の正しい理解のための教育や啓発活動に取り組むとともに、「えせ同和行為」の排除に努めていきます。

2 女性の人権

平成11年（1999年）6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしています。

本市では、平成17年12月に「磐田市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき、平成19年3月に「磐田市男女共同参画プラン」を策定し、市、市民、事業者・市民団体が協働して取り組み、家庭・学校・職場・地域等のあらゆる場面で、男女が共に参画できる社会の実現にむけて事業を実施しています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には、いまだに性別による固定的役割分担意識が根強く残っています。また、夫やパートナーからの暴力（ドメスティックバイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現にむけて克服していかねばならない課題です。

男女の人権がともに尊重される社会の実現のために、性別による固定的役割分担意識を見直し、女性の社会参画や多様な生き方のできる環境づくり、女性に対する暴力の根絶などをめざし、男女共同参画に関わる教育・啓発活動を推進していきます。

3 障害のある人の人権

国連では、障害のある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら共に暮らす社会こそ当たり前社会という「ノーマライゼーション」の理念を基に、1971年（昭和46年）に「知的障害者の権利宣言」、1975年（昭和50年）に「障害者の権利宣言」が採択されました。更に1976年（昭和51年）の第31回総会において、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されました。

「ノーマライゼーション」を実現するためには、さまざまな障壁（バリア）を取り除く必要があります。そのため国では、平成6年（1994年）「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律」（ハートビル法）及び平成12年（2000年）「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が制定されました。（平成18年（2006年）ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」を制定）

平成14年（2002年）には、レストラン、ホテル、スーパーマーケット等不特定多数の人が出入りする場への身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の同伴を自由とする「身体障害者補助犬法」が制定されました。また、平成16年（2004年）には「障害者基本法」が改正され、その基本的理念に障害を理由に差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが規定されるとともに、国民の責務として社会連帯の理念に基づき、障害のある人の人権が尊重され、差別されることのない社会の実現への寄与が規定されました。更に自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人とその家族への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月から施行されています。

このようにさまざまな法制度が整備されてきましたが、障害者が地域で豊かに生活するためには、周りの人がどのように理解し、どのように接してお互いに繋がっていくかが重要です。この点において、地域全体の理解を深めるよう普及啓発に努めることが必要です。

本市では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「エンパワメント」の理念を基に平成19年「磐田市障害者計画（磐田市障害福祉計画を含む）」を策定し、障害のある人への正しい理解を深めていくための教育・啓発活動、自立支援や生活支援などの福祉サービスの充実、保育・教育体制の充実と働く場の確保、生活の質の向上と生きがい確保のための文化活動等社会参画の促進等の施策に取り組んでいます。

障害者が自分らしい自立した生活を送りながら、自分の能力を発揮することで自己表現をより可能とし、障害のある人もない人も、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参画し、ともに支え合う社会の実現をめざし、障害者の人権についての認識と理解を深め、障害者に対する偏見や差別意識を解消し、「ノーマライゼーション」の理念の定着に向けた教育・啓発活動を推進します。

4 高齢者の人権

人口の高齢化は世界的な規模で急速に進み、我が国においては、2015年（平成27年）には、第一次ベビーブーム世代が65歳を迎え、本格的な高齢社会が到来すると予測されています。市の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、平成26年度の本市では、総人口180,065人のうち、高齢者は44,020人で、高齢化率は24.4%まで増加し、確実に高齢化が進むものと推計されています。

国連では、高齢者の自立、参加、介護、自己表現、尊厳を内容とした「高齢化に関する国際行動計画」（1982年）、第46回国連総会で、「高齢者のための国連原則」（1991年）がそれぞれ採択され、これら国際行動計画と国連原則を促進することを目的として、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とすることが決議されました。

国においては、高齢社会に向けた総合的な対策の推進のため、昭和61年6月に「長寿社会対策大綱」が閣議決定され、その後、平成7年12月に施行された「高齢社会対策基本法」に基づき、平成8年7月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、国際的な動向を踏まえて各種の対策が講じられ、平成13年12月に新たな「高齢社会対策大綱」が閣議決定され、より一層の高齢社会対策を推進しています。

高齢者の人権に関わる問題は、高齢者の就業機会が少ないなどの厳しい雇用環境や社会参加の困難性などの問題が生じているほか、介護を要する高齢者への身体的、精神的な虐待の問題が深刻化しています。2006年には、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持するために、いわゆる「高齢者虐待防止法」が施行されました。

このようなことから、市では、高齢者が生きがいと尊厳をもって安心して暮らすことができ、社会を構成する重要な一員としてさまざまな社会活動に参加できるよう支援していくとともに、高齢者の人権についての認識と理解を深める教育・啓発活動を推進します。

5 子どもの人権

子どもの人権が保障され、すべての子どもが安心して暮らし、個性豊かに健やかに成長することは、世界共通の願いです。1989年国連は子どもの人権を守るために「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択し、日本も1994年この条約を批准しました。また国では、平成11年「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12年（2000年）11月に「児童虐待の防止等に関する法律」の制定など個別立法による対応が進められています。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、核家族化、少子化、情報社会化などの社会環境の著しい変化に伴って多様化、複合化する傾向にあり、犯罪による被害を受ける子どもの数が増加しているほか、いじめや不登校、家庭内での虐待や育児放棄などが発生するなど極めて厳しい状況にあります。また、少年非行も多発しており、その内容も凶悪化、粗暴化の傾向にあります。

このようなことから、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見

直すとともに、大人社会の利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方を問い直すなど大人自らが自己の責任を果たし、次代を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健やかな育成を図るための環境づくりが強く求められています。

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、全国の市町村において行動計画を策定することが法定化され行動計画策定指針が定められたことにより、本市では、平成 17 年 4 月に「次世代育成支援行動計画」を策定し、地域や企業による子育て支援を進め、子育てしやすい環境整備と子どもの健やかな成長の推進をめざしています。

いじめや不登校、児童虐待などの相談・支援事業の充実、子どもの健全育成環境の整備、子育て支援サービスの推進や、子どもの人権を尊重する教育、子どもの自尊感情を育てる教育、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ教育などの人権教育・啓発を学校、家庭、地域社会と連携を図り推進します。

6 外国人の人権

平成 2 年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、市内には製造関係の企業が多く、外国人を受け入れやすい環境であることから、多くの外国人が居住するようになり、現在外国人登録者数は 9,400 人を超え、人口の約 5.4%を占めています。

しかし、日常などの生活においては、言葉の壁や文化・生活習慣の違いから地域のルールが理解できないなど、さまざまな問題が起きています。また社会保険の未加入者が多いため医療・年金の問題は深刻化し、教育の現場では、言葉が分からない事による不就学等の問題も発生しています。

本市においては、平成 19 年 3 月に「磐田市多文化共生推進プラン」を策定し、「互いの違いを認め合う、多文化共生のまちづくり」を基本理念に多文化共生社会の実現をめざして、外国人市民の自立支援及び社会参画、日本人市民への多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流などの施策を推進しています。

互いの文化や生活習慣の違いを認め合い、安心して暮らすことができるよう、外国人の人権について考え、理解を深める教育・啓発を推進します。

7 その他の人権

(1) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、掲示板への悪口の書き込みや学校非公式サイト「学校裏サイト」において実名を挙げて誹謗中傷するなどの個人の名誉を侵害する事件や、差別を助長する表現や有害な情報の掲載など人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

また、携帯電話の急激な普及により、子どもたちの周りでは危険な情報や人物との接触が容易になり知らないうちに犯罪に巻き込まれることや、ネットいじめが原因による不登校や自殺などの問題が起きています。

こうしたことから、利用者がネットのもつ危険性と正しい利用についての認識をもち、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進していきます。特に、子どものいる家庭や保護者には、子どもの周りで引き起こされるこうしたインターネットや携帯電話によるいじめや人権侵害などの実態を理解し、子どもたちが被害者や加害者にならないよう個人の責任や情報モラルについての意識を深めるよう啓発活動を推進します。

(2) 感染症患者等

エイズやハンセン病などの感染症や難病に対する理解や認識が十分でないための、患者・感染者に対する偏見や差別が存在しています。このため、感染症等に関する正しい知識の普及と正しい情報の提供等の教育・啓発をすすめ、偏見や差別の解消をめざします。

(3) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、捜査や裁判の段階で精神的・時間的な負担が大きいだけでなく、マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされることがあります。犯罪被害者やその家族に対する無責任な噂や中傷、興味本位での報道などが生ずることのないよう、犯罪被害者やその家族の人権に配慮し、周囲の人々の理解を促すための教育・啓発活動を推進します。

(4) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、そのことを理由に本人に更生意欲があっても、就職や居住などの際に社会復帰の機会を排除されるといような人権侵害を受けることがあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活が営めるよう偏見や差別意識を解消し、周囲の人々の理解と協力により社会復帰を支援するための教育・啓発活動を推進します。

この他にも、ホームレス、性同一性障害者や同性愛者などの性的少数派（性的マイノリティ）、アイヌの人々をめぐる人権問題や北朝鮮による拉致問題などさまざまな問題があります。

人権の尊重された社会の実現のために、社会でともに暮らす、あらゆる人の人権に配慮し、人権問題の解決に向けた教育・啓発活動を推進していきます。

《用語解説》

あ行

アスペルガー症候群

他人との社会的関係の形成の困難さや興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、かつ、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

エイズ

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす免疫不全症の事をいう。HIVに感染することによって、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力が、正常に働かなくなることによって発症する様々な病気の総称。

えせ同和行為

同和、部落関係を名乗る個人あるいは団体が、世間の「部落問題はこわい、面倒だ、できれば避けたい」という意識を利用して、企業団体に対し、同和问题への取り組みなどを口実とした賛助・献金を要求したり、企業・行政機関等の業務に差別問題を当てつけて抗議を行い、示談金目的にゆすり・たかり等の不当要求をする行為のこと。

エンパワーメント

人が社会生活の上で抱える課題や問題を主体的に解決する力や生活の意欲を高めようとする力を増強若しくは回復させること。

か行

介助犬

肢体に障害がある人の日常生活動作を介助することができるように、物の拾い上げや運搬、着脱衣の補助、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉などを行うために特別な訓練を受けた犬。

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成12年制定で、駅などの旅客施設を新たに建設する場合や、バスなどの車両を新たに導入する場合、バリアフリー基準への適合を義務付けている。

学習障害

全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力のうち特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障害の総称。

広汎性発達障害

対人・コミュニケーション・行動などが定型的に発達していないことより生ずる障害のこと。

高齢者社会対策基本法

高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定を図ることを目的とし、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、高齢社会対策の基本的施策を明らかにしている法律。

高齢社会対策大綱

戦後生まれの人口規模の大きい団塊の世代（昭和 22 年～24 年生）が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行することから、高齢社会対策の基本姿勢を明確にし、また、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の総合的な推進を図ることとしている。

高齢者虐待防止法

高齢者の虐待の防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた法律。

国際高齢者年

高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」を実現することを目指す「高齢者のための国連原則」を促進し、これを政策及び実際の計画・活動において具現化するため、1991 年（平成 3 年）、第 46 回国連総会において採択された。

国際障害者年

国連は、1981 年（昭和 56 年）を、障害者の「完全参加と平等」をテーマとし、障害者が社会生活に完全参加し、障害のない人と同等の生活を享受する権利の実現をめざし決議した。

さ行

次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた法律。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

18 歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989 年（平成元年）に国連総会において採択され、日本は 1994 年（平成 6 年）にこの条約に批准した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めた法律。

自閉症

対人関係を上手にとる、自分の気持ちを適切に伝える、相手に共感することなどが苦手、同一性を保持しようとする、興味の限定などの症状がある発達障害の一種と考えられている。

出入国管理及び難民認定法

出入国管理制度（日本国への入国・帰国、日本国からの出国、外国人の日本国在留に関する許可要件や手続、在留資格制度、入国管理局の役割、不法入国や不法在留に関する罰則等）並びに難民条約及び難民議定書に基づく難民認定制度等を定めた法令。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

人権教育のための国連10年に関する国内行動計画

国連による「人権教育のための国連10年」の決議を受け、国は「人権教育のための国連10年」の施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・強力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年に内閣に設置された人権教育のための国連10年推進本部によって策定された国内行動計画。

人権擁護施策推進法

1996年（平成8）12月26日公布。人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することを目的に制定された。

新交通バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の区域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を一体化した法律。

人種差別撤廃条約

人種の違いを理由にする差別を撤廃することを定める多国間条約である。国連総会は1963年に人種差別撤廃宣言を採択し、1965年12月に本条約を採択した。

身体障害者補助犬

盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。平成14年10月1日から身体障害者補助犬法が施行されている。

ストーカー行為

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える行為をいう。

世界人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。世界人権宣言採択後18年間にわたって議論が重ねられ、1966年12月16日の第21回国際連合総会で採択された。1976年発効。

世界人権宣言

1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国民が達成すべき基本的人権についての宣言のこと。正式名称は、人権に関する世界宣言。世界人権宣言は、この宣言の後に国際連合で結ばれた人権条約の基礎となっており、世界の人権に関する規律の中でもっとも基本的な意義を有する。

セクシュアルハラスメント

相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為のこと。

た行

男女共同参画社会基本法

男女平等を推し進めるために施行された日本の法律。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。

地域改善対策特別措置法

1982年(昭和57年)に施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変わった。5年間の時限立法。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法

1987年(昭和62年)に制定され、同和対策事業について、その円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めたもの。

注意欠陥多動性障害

単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる障害のこと。

長寿社会対策大綱

昭和 61 年に閣議決定された、豊かで活力のある長寿社会をめざして、社会経済の活性化対策や地域連帯の強化対策などを盛り込んだ基本指針。

聴導犬

聴覚に障害がある人の耳の代わりとなり、電話の呼出音やその人を呼ぶ声、車のクラクションなど危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝えたり、音源へ誘導したりするために特別な訓練を受けた犬。

同和対策事業特別措置法

10 年間の時限立法として、1969 年（昭和 44 年）に制定された。10 年後、3 年間の延長となった。この法律の施行以降、国策として同和対策事業が本格的に行われた。

同和問題

日本の長い歴史の中でつくられた身分制度のうち、最も低い身分とされた人々への差別が現代まで残っていて、望んだ仕事につくこと、教育を受けること、結婚や就職、住む場所など人間として生きる権利や幸せを求める権利を侵害されるという大きな社会問題のこと。

な行

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

は行

ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」の通称。平成 6 年制定で、一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の義務を課している。

パワーハラスメント

日本語で権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉である。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為のこと。

ハンセン病

極めて伝染力の弱い抗酸菌の一種である「らい菌」という細菌によって引き起こされる感染症である。病名は、1873 年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセンの姓に由来する。以前は「らい病」「ハンセン氏病」とも呼ばれていた。感染して発症しても現在の医学では適切な治療を行えば治癒が可能であり、重篤な後遺症を残す

ことも、自らが感染源になることもない。

プライバシー侵害

個人の私生活に関する事柄やそれが他から隠されており干渉されない状態を要求する権利、および自己の情報をコントロールすることができる権利を侵すことをいう。

ま行

名誉毀損

他人の名誉を傷つける行為。損害賠償責任等を根拠づける不法行為となったり、犯罪として刑事罰の対象となったりする。

盲導犬

視覚に障害のある人が安全に歩くことができるように、交差点や曲がり角、階段などを止まって知らせたり、電信柱や看板などの障害物を避けて歩行誘導したりするために特別な訓練を受けた犬。

ら行

リハビリテーション

障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

参 考 資 料

世界人権宣言

(1 9 4 8 年 1 2 月 1 0 日 第 3 回 国 際 連 合 総 会 採 択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第 6 条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は

名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

（昭和21年11月3日（公布） 昭和22年5月3日（施行））

前文中段

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第3章 国民の権利及び義務

第11条（基本的人権の享有と本質）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条（自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界）

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条（信教の自由、国の宗教活動の禁止）

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条（居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由）

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条（生存権、国の生存権保障義務）

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条（教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第29条（財産権）

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第10章 最高法規

第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条（憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守）

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条（憲法尊重擁護義務）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施

行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。